○内閣府令第二十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条及び第百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三十七項中「すべて」を「全て」に改め、「最終的に」を削る。

第八条の十七第一項第三号中「その内訳」を「対価の種類ごとの内訳」に改め、同項第九号中「並びに企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　主要な取得関連費用の内容及び金額

第八条の十七第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十一号」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前事業年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

第八条の十八第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第八条の二十第一項第三号中「から第五号まで及び第七号」を「、第四号及び第八号」に改める。

第八条の二十五第一項中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第五十四条第二項中「第三十二条第一項第十二号」を「第三十二条第一項第十三号」に改める。

第九十五条の五の三第一項中「その他のこれらに準ずる権利」を「その他これらに準ずる権利」に改める。

様式第七号記載上の注意中7．を8．とし、6．の次に次のように加える。

7．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第二条第十二号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「属しない」を「帰属しない」に改める。

第十三条第一項第四号及び第五項中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第十五条の十二第一項第三号中「その内訳」を「対価の種類ごとの内訳」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「並びに企業結合が行われた連結会計年度の翌連結会計年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　主要な取得関連費用の内容及び金額

第十五条の十二第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前連結会計年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

第十五条の十四を次のように改める。

（共通支配下の取引等の注記）

第十五条の十四　当連結会計年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　子会社株式を追加取得した場合には、第十五条の十二第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項

四　非支配株主（連結子会社の株主のうち連結会社以外の株主をいう。以下この号及び第八十八条第二項において同じ。）との取引に係る連結財務諸表提出会社の持分変動に関する事項（非支配株主との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当連結会計年度における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当連結会計年度における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該共通支配下の取引等全体について注記しなければならない。

第四十二条及び第四十三条の四（見出しを含む。）中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第六十五条第二項中「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」を「当期純利益金額又は当期純損失金額」に改め、同条第三項中「税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失のうち少数株主持分に属する金額」を「当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額」に、「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」を「当期純利益金額又は当期純損失金額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額として記載しなければならない。

第六十九条の四中「少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失」を「当期純利益又は当期純損失」に改める。

第六十九条の七第一項中「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」を「当期純利益金額又は当期純損失金額」に改め、同条第二項中「株主に属する金額及び少数株主に属する金額」を「株主に係る金額及び非支配株主に係る金額」に改める。

第七十一条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十二条第四項中「当期純利益金額又は」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節　非支配株主持分

第七十六条中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第八十八条第二項中「少数株主（連結子会社の株主のうち連結会社以外の株主をいう。）」を「非支配株主」に改める。

様式第四号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。